

6. 療養通所介護

改定事項と概要

(1) 重度要介護者の療養生活継続に資するサービスを提供している事業所の評価

- 在宅での重度要介護者の療養生活継続への対応を強化する観点から、複数名での送迎や入浴の体制を評価するための加算を創設する。

(2) 地域密着型サービスへの移行に係る基準の創設

- 平成28年度に地域密着型サービスへ移行することに伴い、地域との連携や運営の透明性を確保するための運営推進会議の設置など、新たに基準を設けるとともに、基本報酬の設定については現行の基本報酬を踏襲する(運営基準事項)。

(3) 夜間及び深夜のサービスを実施する場合の運営基準の厳格化

- 療養通所介護事業所の設備を利用して、介護保険制度外の夜間及び深夜のサービス(宿泊サービス)を実施している事業所については、届出を求めることとし、事故防止の仕組みを設けるとともに、情報公表を推進する(運営基準事項)。

89

6. 療養通所 (1) 重度要介護者の療養生活継続に資するサービスを提供している事業所の評価

概要

- ・ 在宅での重度要介護者の療養生活継続への対応を強化する観点から、複数名での送迎や入浴の体制を評価するための加算を創設する。

点数の新旧

(なし)



(新規)

- ・ 個別送迎体制強化加算 210単位/日
- ・ 入浴介助体制強化加算 60単位/日

算定要件

- ・ 個別送迎体制強化加算
 - ① 指定療養通所介護事業所における2名以上の従事者により、個別に送迎を行っていること。
 - ② 当該従事者のうち1名は、看護師又は准看護師であること。
- ・ 入浴介助体制強化加算
 - ① 指定療養通所介護事業所における2名以上の従事者により、個別に入浴介助を行っていること。
 - ② 当該従事者のうち1名は、看護師又は准看護師であること。

90

6. 療養通所（2） 地域密着型サービスへの移行に係る基準の創設

概要

- ・平成28年度に地域密着型サービスへ移行することに伴い、地域との連携や運営の透明性を確保するための運営推進会議の設置など、新たに基準を設けるとともに、基本報酬の設定については現行の基本報酬を踏襲する。

基準の新旧

(なし)



(新規)

- ・指定地域密着型療養通所介護事業者は、指定地域密着型療養通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型療養通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型療養通所介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置しなければならない。
- ・おおむね十二月に一回以上、運営推進会議に対し指定地域密着型療養通所介護の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

91

6. 療養通所（3） 夜間及び深夜のサービスを実施する場合の運営基準の厳格化

概要

- ・療養通所介護事業所の設備を利用して、介護保険制度外の夜間及び深夜のサービス(宿泊サービス)を実施している事業所については、届出を求めることとし、事故報告の仕組みを設けるとともに、情報公表を推進する。

基準の新旧

(なし)



(新規)

- ・指定療養通所介護事業者が指定療養通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供開始前に当該指定療養通所介護事業者に係る指定を行った都道府県知事に届け出るものとする。
- ・指定療養通所介護事業者は、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、
 - ① 市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
 - ② 事故の状況に際して採った処置について記録しなければならない。

92

6. 療養通所介護〔報酬のイメージ(1日あたり)〕

※ 加算・減算は主なものを記載

サービス提供内容・時間に応じた
基本サービス費

1,007単位	1,511単位
3時間以上 6時間未満	6時間以上 8時間未満

利用者の状態に応じたサービス提供や
事業所の体制に対する加算・減算

個別送迎体制 強化加算 (+210単位)	介護福祉士や常勤職員等を 一定割合以上配置(サービス 提供体制強化加算)
入浴介助体制 強化加算 (+60単位)	・介護福祉士6割以上:18単位 ・介護福祉士5割以上:12単位 ・常勤職員等:6単位
中山間地域等での サービス提供 (+5%)	介護職員処遇改善加算 ・加算Ⅰ:4.0% ・加算Ⅱ:2.2% ・加算Ⅲ:加算Ⅱ×0.9 ・加算Ⅳ:加算Ⅱ×0.8
定員を超えた利用や 人員配置基準に違反 (-30%)	同一建物居住者等 (-94単位)
	送迎を行わない場合 (片道-47単位)

は今回の報酬改定で見直しのある項目

※点線枠の加算は区分支給限度基準額の枠外

93

6. 療養通所介護〔基準等〕

基本方針

- 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

必要となる人員・設備等

・人員基準

看護職員又は介護職員	- 利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる者が1以上確保されるために必要と認められる数以上 - うち1人以上は常勤の看護師であって、専ら指定療養通所介護の職務に従事する者
------------	--

・設備基準

専用の部屋	利用者1人につき6.4平方メートル以上であって、明確に区分され、他の部屋等から完全に遮断されていること
-------	---

・定員 9人以下

(※)下線部は今回の報酬改定で見直しのある項目

94